

マイナンバーの利活用と 個人番号カードの活用の実際

地方自治体や民間事業者にとっての活用の可否は

京都大学人文科学研究所
附属東アジア人文情報学センター教授

安岡 孝一



今年10月5日より、マイナンバー制度がスタートする。さらに、来年1月1日には、個人番号カードの配布もスタートする。いずれも、本稿執筆時点では施行されていないものの、さて、地方自治体や民間事業者にとって、どのような活用が考えられるだろう。

地方税とマイナンバー

地方自治体において、マイナンバーが利用できる事務は多岐に渡るが、中でも大きな効力を発揮するのが、地方税事務におけるマイナンバー利用である（番号利用法別表第一の十六）。地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の通知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関して、地方自治体はマイナンバーを利用できる。しかも、地方税の種類を問わず、各地方自治体が条例で定めている地方税にも、マイナンバーを利用できる。

市区町村が扱う地方税のうち、マイナンバーの効果を期待されているのが、固定資産税である。固定資産税は、市町村民税と違って、市区町村の外にいる人が納税義務者になりうる。端的には、ある土地を所有している人が、その土地に住んでいるとは限らず、どこか別の市に住んでいる場合もあるし、さらに別の市へと転居する場合もありうるわけだ。あるいは結婚などで、納税義務者の氏名が変わることもありうる。納税義務者の住所変更や氏名変更を追いかけていくのは、市区町村にとってかなり大きな負担であり、業務の肥大化

を招く一因となっている。

これに対し、固定資産税事務にマイナンバーを利用すれば、住所や氏名の変更を追いかける必要はなくなる。マイナンバーは一生不変の番号であり、住所が変わっても、氏名が変わっても、あるいは性別が変わっても、マイナンバーは変わらないからだ。マイナンバーと住所・氏名との対応は、住民基本台帳ネットワークという形で実現されており、平成29年には情報提供ネットワークも始動する。土地所有者（納税義務者）のマイナンバーさえ押さえておけば、国内のどこに住所を移しても、あるいは氏名を変更しても、納税通知書を送りつけることができるわけである。

ただし、地方自治体におけるマイナンバーの利用に際しては、特定個人情報保護評価が必須である。どのような事務であっても、それがたとえ法律に明記されている事務であっても、その事務を開始する前に特定個人情報保護評価が必要となるので、注意されたい。

滞納処分とマイナンバー

では、地方税の納税を怠る滞納者に対して、地方自治体はマイナンバーを利用できるのだろうか。督促状に関しては、納税通知書と同じく、マイナンバーの利用が可能である。マイナンバーから住所・氏名を調べて、督促状を送りつければいいし、それは番号利用法でも認められている。問題は、督促状に対しても納税に応じない悪質滞納者である。

地方税の滞納処分において、もっとも有効な手段は、滞納者の銀行口座の差押である。他の動産

や不動産の差押は、その後に換価（端的には競売）手続が必要となるため、どうしても手間がかかる。その点、銀行口座であれば、即座に滞納分（および手数料）を収納できる。ならば、銀行口座の差押に、マイナンバーは利用できるだろうか。

投資信託口座・公共債口座については、平成28年からマイナンバーとの紐付けがおこなわれる。これらの口座に関しては、各個人にマイナンバーの告知義務があり、全ての口座がマイナンバーと紐付けられる。一方で、預貯金口座については、平成30年からマイナンバーとの紐付けがおこなわれる予定である。ただ、預貯金口座に関しては告知義務はなく、口座によってマイナンバーと紐付けられたり紐付けられなかったりするが、紐付けられた口座については税制上の優遇措置が取られる予定である。

これらマイナンバーに紐付けられた銀行口座を、地方自治体が差押えるにあたって、マイナンバーを利用できるだろうか。端的には、滞納処分をおこないたい地方自治体が、マイナンバーを使って銀行口座の調査や残高照会をおこなうことは可能なのだろうか。これは法律上は難しい、と言わざるを得ない（改正番号利用法第十九条第一号）。地方自治体がマイナンバーを使って銀行口座を調査・照会できるのは、生活保護法第二十九条、厚生年金保険法第百条の二などにおいて、本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるため、と限定されているからである。地方税法は含まれていない。

ならば、地方自治体が、マイナンバーを使って銀行口座を調査・照会・差押できるよう、独自条例を策定した場合はどうだろうか。これはもちろん、原理的には可能だ、ということになる。ただし、市町村が独自条例を定めた場合には、対象となるのは、その市町村内にある銀行だけである。実効性を考えると、都道府県が独自条例を定める方が効率的で、その場合には県内の銀行を調査できるようになる。

そう考えると、番号利用法そのものを改正して、日本中の銀行口座を調査できるようにしたいところだ。というのも、マイナンバーを利用した調査の結果、滞納者の口座番号が判明すれば、その後の残高照会や差押には口座番号（およびカタカナ

氏名）だけを使えばよく、必ずしもマイナンバーを利用する必要はないからだ。この場合には、独自条例の策定も不要となる。しかしながら、そのような形での番号利用法の改正は、今のところ予定されていない。

相続とマイナンバー

では、固定資産税の納税義務者が死亡した場合、その相続人を、マイナンバーを利用して探し出すことは可能だろうか。

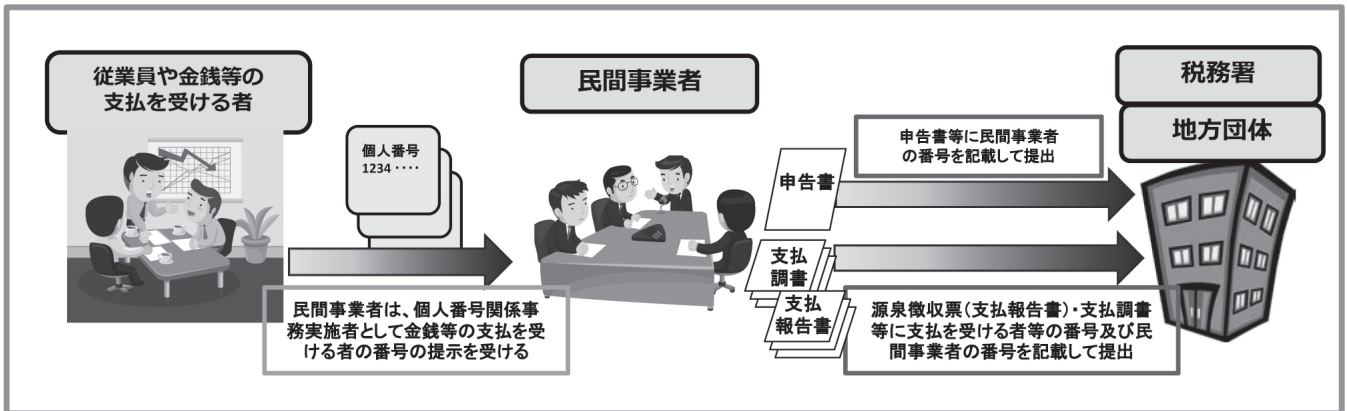
マイナンバーは、本人が死亡しても、そのまま永久に保存される。その番号が、誰か別の人に使い回されることはない。したがって、あるマイナンバーの人が死亡したかどうか、という事実に関しては、地方自治体はマイナンバーを利用すれば簡単にわかる。具体的には、住民票の除票（死後5年保存）を、マイナンバーを使って探し当てればいいわけだ。

その意味では、相続人が死亡者本人と同居していた場合（同一世帯）は、住民票の除票を探し当てた時点で同一世帯の家族も判明するので、探し出すことが可能だと言える。あるいは、相続人が同居していなかった場合でも、死亡者本人に同一世帯の家族がいたのなら、その家族に問い合わせができれば、相続人が判明する可能性は高い。問題は、死亡者本人が一人暮らし（単独世帯）だった場合だ。

平成31年以降、マイナンバーが戸籍事務にも拡大すれば、地方自治体はマイナンバーを利用して、相続人を探し当てることができるようになる。しかし現時点では、戸籍にマイナンバーは付番されておらず、マイナンバーで戸籍を辿ることはできない。どうすればいいのか。

本稿執筆時点では、筆者にも妙案はない。ただ、死亡者本人に納税通知書を送りつける、というのは、一つのアイデアだと思う。役場の窓口でのみ収納可能な納税通知書を死亡者本人に送りつけ、「この納税をおこなう相続者はマイナンバーを教えなさい、さもなければ土地を取り上げます」という文面を（もう少しオブラートに包んで）添えておく、という方法である。通知書が運よく相続者に転送されてマイナンバーを教えてくれればよし、さもなければ、担当者が現地調査に出向くこと

図1：民間事業者の個人番号関係事務



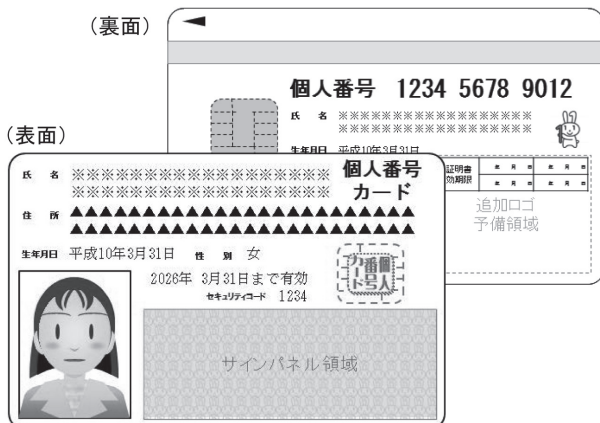
になるだろう。「マイナンバーを利用して探し出す」という意味では多少荒っぽいのだが、マイナンバー制度がスタートする時点では、案外、効果的な方法だと思う。

民間事業者とマイナンバー

地方自治体と違い、民間事業者はマイナンバーを利用できない。民間事業者にできるのは、個人番号関係事務と言う名の、マイナンバーを左から右へと渡すだけの事務である(図1)。具体的には、従業員等からマイナンバーをもらって、天引きした税金や保険の金額とともに、そのマイナンバーを税務署や保険事務所に提出する、というのが民間事業者に扱える個人番号関係事務である。それ以外の用途にマイナンバーを利用すると、民間事業者には3年以下の懲役が待っている。

マイナンバーを利用できない民間事業者だが、個人番号カードは利用できる。個人番号カードは、マイナンバーを記録したICカード(図2)だが、

図2：個人番号カード



本人の写真つき身分証明書としてならば、民間利用も許されている。では、民間事業者の個人番号カード利用には、どのような形が有り得るのだろう。

個人番号カード交付申請取りまとめ

個人番号カードの交付は、本人からの申請が原則だが、民間事業者による取りまとめ申請も可能である(改正番号利用法施行規則第十二条の二第一号)。民間事業者は、従業員の交付申請を取りまとめて市区町村に提出し、その後、交付された個人番号カードは、従業員本人が役場に出向いて受け取るか、本人受取限定郵便で送付される。

取りまとめ申請をおこなえば、その民間事業者の従業員は、全員、個人番号カードを所持していることになる。全員の個人番号カードの製造番号(ISO/IEC 14443 Type B媒体識別番号)を、民間事業者が記録しておくことにすれば、個人番号カードを、たとえば、非接触カードリーダーによる入退室管理に利用できる。

ただ、民間事業者による個人番号カードの取りまとめ申請は、必ずしも便利というわけではない。従業員の住所が全員同じ市区町村にあれば、取りまとめ申請は、その市区町村に1回おこなうだけで済む。しかし、従業員の住所が複数の市区町村にまたがっていると、現実の取りまとめ申請手続は、かなり複雑になる。また、どの市区町村が取りまとめ申請を受け付けてくれるか、本稿執筆時点では不透明である。

なお、個人番号カードの製造番号は、マイナンバーとは何の関係もない、単なる製造番号である。したがって、個人番号カードを更新(20歳以上

は10年、20歳未満は5年)すると、製造番号も全く別の番号になってしまう。また、この際に、民間事業者が個人番号カードの取りまとめ更新をおこなえるかどうかは、現時点では未確定である。

個人番号カードの電子証明書

個人番号カードのIC部分には、署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書、と呼ばれる2種類の電子証明書が搭載されている。署名用電子証明書は、住民基本台帳カードに搭載されていた電子証明書と同等のもので、e-Taxなどに使う。利用者証明用電子証明書は、マイナポータルへのアクセスに使用することを予定している。これらの電子証明書は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)のOCSPレスポンドでオンライン認証する仕組み(公的個人認証サービス)であり、J-LIS側ではマイナンバーとの紐付けがなされている。ただし、マイナンバーとの紐付けは外部には公開されておらず、したがって、これらの電子証明書とマイナンバーは、法律上、別のものとみなされる。

電子証明書には、それぞれシリアル番号が振られており、このシリアル番号を利用したデータベースの構築が許されている。電子証明書の有効期限は5年で、期限が来れば更新する必要がある。また、署名用電子証明書は、住所や氏名を変更すると失効するため、その場合は署名用電子証明書を更新する必要がある。電子証明書を更新すると、もちろんシリアル番号も変更となるが、新旧のシリアル番号の対応については、平成29年以降、J-LISにオンライン問い合わせ可能になる予定である。

これらの電子証明書は、行政機関のみならず、民間事業者も利用可能である(改正番号利用法施行令第十八条第二項第四号)。ただし、国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者に限られており、総務大臣が認定した民間事業者ということになる。

個人番号カードとコンビニ交付

総務大臣による認定の最初の一つとして目されているのが、セブン・イレブンなどコンビニ事業者による住民票のコンビニ交付である(図3)。コンビニの「キオスク端末」(いわゆる複合コピー機)に個人番号カードをかざし、パスワードと手数料を入れると、利用者証明用電子証明書がJ-LISに届き、住民票や印鑑証明などが、住所地の市区町村からコンビニの「キオスク端末」にプリントアウトされるサービスである。

コンビニ事業者の専用回線は全国規模で展開されており、その結果、技術的には、日本中どのコンビニでも住民票交付が可能となっている。住所を遠く離れたコンビニでも、住民票や印鑑証明が取得できるわけである。一方で、コンビニ交付に参加する地方自治体は、本稿執筆時点では100市区町村(全自治体の6%程度)にとどまっている。個人番号カードの活用は、民間事業者のアイデア次第であり、今後さらなる普及が望まれる。

やすおか・こういち ■1965年堺市生まれ。1990年京都大学工学研究科情報工学専攻修士課程修了。京都大学大型計算機センター助手、京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センター助教授を経て、現在、京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター教授。京都大学博士(工学)。http://srad.jp/~yasuoka/journalで断続的にWeb日記を更新中。

図3: 民間事業者と地方自治体の連携によるコンビニ交付の実現

